

明るい選挙推進委員 応募要領



ボランティア募集

杉並区明るい選挙推進協議会
杉並区選挙管理委員会

「白ばら」は明るい選挙の目標の一つである“清潔”さを象徴するものとして、一般に広く使われています。

「明るい選挙推進委員」になりませんか？

杉並区選挙管理委員会では、明るい選挙の実現と投票率向上のため、各種選挙における選挙啓発事業の充実を図るとともに、公費負担制度を導入するなど、お金のかからない選挙の実現に努めているところです。

しかし、これまで当区の投票率は、区議・区長選挙においては、投票率が40%前後の状況が続いております。

そこで、杉並区はこれまで以上に明るい選挙を推進し、ひとりでも多くの有権者が、政治の基本である「選挙」に参加していただけるよう、明るい選挙推進運動の充実を図っていかねばなりません。その担い手となって選挙啓発活動を行っているのが、「明るい選挙推進委員」です。

現在、杉並区では114名の明るい選挙推進委員が活動していますが、令和7年3月をもって2年間の任期が満了します。そこで、令和8・9年度の明るい選挙推進委員の募集を行います。地域活動に積極的に参加し、「選挙」の意味を考えてみませんか。そして、健全な民主主義の発展を育んでいきましょう。

あなたも、「明るい選挙推進委員」になりませんか！

令和7年12月1日

杉並区明るい選挙推進協議会

杉並区選挙管理委員会

応募要領（一般公募）

1 応募条件

- (1) 18歳以上の区内在住者（令和8年4月1日現在）
- (2) 心身ともに健康で推進委員活動に支障のない方
- (3) 選挙の啓発活動に協力できること
- (4) 公平中立の立場で活動ができること（5ページ「推進委員の心がけ」参照）

2 募集期間

令和8年1月9日（金）まで

3 募集人数

17名程度

4 申し込み方法

別添の履歴書に必要事項を記入の上、申し込み先まで郵送または持参してください。

申し込み先

杉並区選挙管理委員会事務局

住所 〒166-8570

杉並区阿佐谷南 1-15-1（杉並区役所 西棟 8 階）

電話 3312-2111（代表）

5 その他

- (1) 応募後、電話等でお話しをうかがう場合がありますが、ご了承ください。
- (2) 応募者多数の場合は、選考させていただきます。
- (3) 結果は、令和8年1月末日までにご連絡いたします。

杉並区明るい選挙推進委員とは？

1 人 数

約 120 名

2 任 期

令和 8 年 4 月 1 日から

令和 10 年 3 月 31 日まで（2 年間）

3 身 分

選挙啓発を目的として、東京都及び杉並区の「明るい選挙推進協議会」から委嘱されたボランティアです。

4 役 割

有権者に政治と選挙についてより深い関心を抱かせ、明るく正しい選挙を実現することで主権者である私たちの意見が政治に活かされるよう、選挙啓発及び明るい選挙推進のための活動を行います。

5 活動内容

（1）常時啓発活動（①、②については、開催者及び出席者に謝礼支払あり）

① 「話しあいの会」

日常の色々な機会（趣味の会、ボランティアの集まり、友人との会食の場など）を利用して、私たちの暮らしの中の身近な問題（教育、福祉、環境など）についてお互いに考え、意見を出しあうことにより、有権者としての政治意識の高揚をはかります。

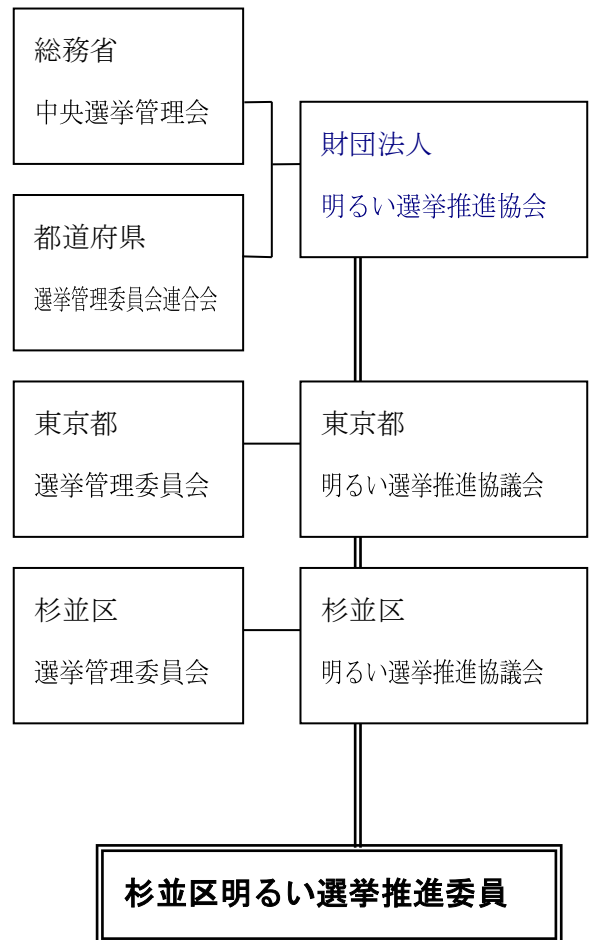
推進委員は、話しあいの場（「話しあいの会」）を設定し、助言者・世話役として活動していただきます。

なお、「話しあいの会」開催結果について、報告書を提出していただきます。

② 選挙管理委員会が主催する研修会・講演会・会議等の運営及び参加

○ 推進委員研修会 年 1～2 回

推進委員として必要な知識の勉強会・講演会



- 各種会議への参加（各委員（各地区からの代表者）となった方が出席）

明るい選挙推進協議会 年3回程度

「推進委員だより」編集会議 年4回程度

常時啓発運営会議 年2回程度

③ 選挙啓発紙・パンフレットの配布、啓発ポスターの掲出等

(2) 選挙時啓発活動

選挙が行われる際、選挙の周知・投票の呼び掛けのためのPR活動（PRポスターの掲出・選挙啓発資材（ティッシュ等）の配布・街頭（駅や学校等）啓発等）を行います。

なお、選挙の期間は、選挙運動と混同される可能性があるため、(1)①「話しあいの会」開催は、控えていただきます。

6 推進委員の心がけ

(1) 推進委員活動は公正に

推進委員の役割は、前述のとおり、有権者一人ひとりが選挙の意義を理解し、自分の意志を正しく表明できることを自覚してもらうようはたらきかけることにあります。

したがって、推進委員活動は、公正かつ不偏不党でなければなりません。たとえ、候補者が高潔な人であっても、特定の候補者の推薦人となることは避けねばなりません。

(2) 「話しあいの会」を行うにあたって

メンバー全員が必ず発言し、お互いが相手の意見・考えをよく聴くことによって、見識を広めかつ問題意識を高めあいます。

メンバー相互が理解し合おうと努め、信頼できる雰囲気をつくるのが大切です。

